

## 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案 についての県民政策コメントの実施結果について

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例(滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例)要綱案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、県民等からの意見等の募集を行ったところ、実施結果は次のとおりでした。

### 1 県民政策コメントの実施概要

#### (1) 実施期間

令和3年12月16日(木)から令和4年1月16日(日)まで

#### (2) 公表資料

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例  
(滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例)要綱案

#### 【参考資料】

条例要綱案の概要および参考資料

### 2 県民政策コメントの実施結果

#### (1) 意見等の提出状況 16人・団体 54件

#### (2) 意見等の内訳

意見等の概要	件数
総則的事項	6
基本的施策	12
事業活動・日常生活の取組	9
建築物・まちづくりの取組	5
自動車等の取組	4
再生可能エネルギー等の利用	6
その他・全般	12
計	54

#### (3) 意見等に対する考え方

意見等に対する県の考え方は別紙1のとおりとりまとめました。とりまとめに当たり、提出された意見等の一部は趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

※県民政策コメントの実施は関係団体等に直接周知し、市町に対して意見等の提出を求めたほか、検討の過程においても県民、事業者、関係団体等への説明や意見交換等を行っています。

#### (4) 条例要綱案の修正

提出された意見等を踏まえ、別紙2のとおり要綱案の修正を行いました。

## 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案に対する意見等と県の考え方

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
総則的事項に関するご意見等					
1	個人	1	1	2050年ネットゼロ、2030年60%削減を目指すことを基本に、数値を明らかにすべき。環境先進県にふさわしいより高い目標を持つべきではないか。	2050年のCO2ネットゼロの実現を目指すことは、改正の趣旨および「3(1)基本理念」に明記しています。また、CO2ネットゼロの実現に向けた温室効果ガス排出量の削減目標については「8 推進計画」に定めることとしています。
2	団体	2	3	CO2ネットゼロ社会づくりに向けて、エネルギーの地産地消を原則としつつ、電力のみに限らず、すべての地域資源の利活用に言及しており、幅広い取組を後押しすると考える。	当規定の理念が実現できるよう、CO2ネットゼロ社会づくりの施策を推進してまいります。
3	個人	1	3	「CO2ネットゼロ社会は、化石燃料、原発から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが柱であり・・・」のようにエネルギーシフトを位置付けてほしい。	エネルギーシフトも社会経済構造の転換に包含されることから、原案のとおりとします。
4	団体	2	4	地域の実情に精通し、基礎自治体として地域ネットワークや地域特有の資源等を有する市町との連携を一層強化し、滋賀県と市町が一体となった温暖化対策を展開していくため、市町との連携の必要性や支援する旨を記載すべき。	市町と連携して取組を推進することを県の責務として定めています(4(2))。また、市町への支援については、県と市町とは対等の関係であることを基本としつつ、市町の意向を踏まえて技術的助言などに取り組んでまいりたいと考えています。
5	個人	2	4	県と他の主体との連携、支援策を明確に盛り込むこと。	他の主体との連携について、県の責務として記載する(4(1))とともに、財政上・税制上の措置について定めています(66)。具体的な支援策については、推進計画に定める施策に沿って毎年度の事業として検討していきたいと考えています。
6	団体	2	4	CO2ネットゼロ社会の実現は大変高い目標であり、全てのセクターの協業なしには達成不能。国の政策・施策との協調は必須と考えられるため、県の取組みとして「国との連携」について記述頂き、一体的に推進する方向性を明示頂きたい。	4(2)県の責務において、国との連携協力を明記しており、国の政策・施策との協調を図りながら一体的に取組を進めていきたいと考えています。
基本的施策に関するご意見等					
7	個人	3	8	住民意見の反映のしくみは、多方面からの検討を可能にする重要なしくみだと思ふ。十分透明性を確保することを望む。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
8	個人	3	8	国は2030年のCO2削減目標を46%としているがこれでは気候危機に対応できないと言われている。今全国の多くの自治体で温暖化対策計画の見直しが進んでいる。地域の集まりが国。各地域が意欲的に取り組んでこそ、国の目標値をもっとあげていくことができる。長野県は60%という目標を定めた。滋賀県もぜひ60%以上にしてもらえないか。	温室効果ガスの排出量の削減目標については、推進計画において定めることとしています(8)。
9	団体	2	8-9	推進計画の毎年の進捗状況について評価する仕組みについての記述が欠けている。市民参画のある評価委員会を置き、そこでの年次進捗評価をするよう求める。市民のうちの半数を気候変動問題の当事者性の強い10代、20代とすべき。	推進計画の進捗状況の評価は、CO2ネットゼロ社会づくり審議会への報告と一般への情報公開により実施することとしています(10)。併せて、県民や事業者などの皆様に参加いただき、CO2ネットゼロ社会づくりに関する情報・意見を交換する推進体制を盛り込んでおり(11)、こうした場も活用してまいりたいと考えています。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
10	個人	3	9	推進計画に基づく施策の実施の状況の審議会への報告・公表について、情報公開は非常に重要であり、推進してほしい。	ご意見も踏まえ、本条例の運用に当たり、引き続き適切な情報公開に取り組んでまいります。
11	個人	3	10	「指針」とは計画とは別か。	指針は、推進計画とは別に、事業者や県民がCO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの取組を進める上での参考となる事例や条例に定める各種計画制度の記載事項などを定めるものです。
12	団体	3	11	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターは地域で温暖化対策の普及啓発を行う中核的な拠点であり、県民や事業者等の取組を推進する役割を担っていけるよう、推進体制の中に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを位置付けてほしい。	地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法第38条にその役割等が明記されているため、本条例で重ねて規定は行いません。
13	個人	3	12	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興について、「努めるもの」となっているが、「のために措置を講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	どのような産業をどのように育成・振興していくのか、なお検討が必要であるため、原案のとおりとします。
14	団体	3	13	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに関する情報、意見交換の機会の提供の具体的な展開に大いに期待する。事業者間・異なるセクター間で知見を共有し、活用できる場の提供を通じて、より能動的な貢献につながると考える。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
15	団体	4	14	環境教育に関しては、児童生徒への環境教育や環境学習、地域で活動するリーダーや専門知識・経験を有する人材の育成が急務であり、基本的施策で記載するだけでなく、新たな章立てを行い、記述内容を充実するべき。	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりにつながる専門知識や技術を有する人材の育成の推進を新たに規定しています(14(3))。環境学習や人材育成はCO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりを進めるための基盤づくりとして、原案のとおり基本的施策に位置付ける予定です。
16	個人	4	14	(3)は以下のとおり修正してはどうか。「県は、大学その他の教育研究機関《やNPO等》と連携して、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材《、および人びとの参加と行動を促進する人材》の育成に努めるものとします。」	当規定は、専門的な教育を想定した内容であるため、教育研究機関と連携することとしています。また、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識や技術として、環境行動や環境教育など、人々の参加と行動の促進に関するものも含まれるため、原案のとおりとします。
17	個人	4	15	すべて「取組」となっているが、2050年ゼロおよび2030年までの削減量を担保するための措置を、それぞれの項目で「講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	「15 県の率先実施」は、一事業者としての県自身の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する取組事項を示すものであり、具体的な取組内容は、推進計画に定めることとしているため、原案のとおりとします。
18	個人	4	15	廃棄物の処理にあたっては、県、事業者共に、単純焼却を禁止し、減量化により県全体で広域化を進め、熱エネルギー中心に利用し、エネルギーの地産地消に活用し、温室効果ガスの排出削減に貢献するよう努めるようにすべき。現在、草津市など小規模のエネルギー利用率の少ない焼却施設の建設が続いており、熱利用により二酸化炭素の削減の方向を進めてほしい。	「15 県の率先実施」は、一事業者としての県自身の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する取組事項を定めるものであるため、原案のとおりとします。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
事業活動・日常生活の取組に関するご意見等					
19	団体	4-5	18 22 23	「エネルギー消費性能」や「温室効果ガスの排出量」については、使用時の排出量のみがハイライトされているように感じる。長期的なCO2ネットゼロ達成に向けては、材料調達から廃棄に至る全過程での温室効果ガスを削減することが必要となるため、ライフサイクルアセスメント的な見方を取り入れることが必要ではないか。	ご意見を踏まえ、「23」については、ライフサイクル全体での排出量に関する情報の提供につながるよう「製品等の利用に伴う」を「製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における」に修正します。 なお、利用時に限らず温室効果ガス排出量の少ない製品等の選択は、「20」の環境物品等の選択に含まれるため、「18」については原案のとおりとします。また、「22」についても特に利用時の温室効果ガスの排出量のみ限定していないため、原案のとおりとします。
20	個人	4-8, 10- 11	18- 24, 28- 33, 47- 48	事業者と県民の義務については、それぞれ無理なく「努める」ことができるように、「措置を講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会の実現のためには、県民や事業者の皆様も含めた関係者が、それぞれ自分事として自主的かつ積極的に取り組むことが必要であるため、原案のとおりとします。なお、県民や事業者の皆様の取組を促すよう、推進計画に定める施策に沿って毎年度の事業を検討していきたいと考えています。
21	団体	5-6	24	「温室効果ガスの削減又は吸収の量を販売するしくみ」は、画期的な取組と考え、強く支持する。また(2)の削減量の販売・購入を地産地消化する規定についても支持する。事業者として積極的な参画を検討する。さらに、(3)の県の取組としては、情報の提供に留まらず、県内の排出削減取組を販売対象としてクレジット化を進めるためのしくみ整備や運営など、流通する削減量の拡大・活性化に向けた取組をお願いしたい。	ご意見も参考に、びわ湖カーボンクレジットの活用拡大に向けて検討を進めてまいります。
22	個人	6	25	事業者には、報告だけでなく、東京都の「キャップ&トレード」のような目標達成のためのしくみを付与すると効果が見込める。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
23	団体	6	25	事業者行動計画については、エ、オの計画内容の強化によりCO2ネットゼロ実現までの道筋を描く計画に資する。他方、ウについては、製品開発に関する機密情報に関連するため、計画の公表は困難と考える。また、従来の方では公表目標に対する実施状況の達成度も公表されることから、目標未達を避け、チャレンジャブルな目標を公表しない傾向が想定される。実運用に向けては、これらの課題への対応を検討願う。	「25(2)ウ」の取組として機密情報に関する事項の記載を求める予定はありません。その他目標設定に関するご意見については、事業者行動計画制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。
24	個人	6	25	アCO2ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針は、CO2ネットゼロ社会づくりに係る取組に関するCO2削減の具体的な目標とし、具体的な数値で目標をたてることを進めるべき。	「25(2)イ」において温室効果ガスの排出量の削減のための取組とそれにより達成しようとする目標を記載することとしています。制度の運用に当たり、可能な限り数値目標を定めるよう、促していきたいと考えています。
25	個人	6	25	事業者行動計画を作成させるのは良いが、それをしっかり評価して、フィードバックし、公表することが必要。作っただけではだめ。	事業者行動計画制度は、計画と実績の公表を通じて、事業者の主体的な取組を促進することを目的とする制度であるため、提出された事業者行動計画および報告は公表することとしています(25(6)、26(2))。また、毎年度、抽出訪問調査を実施し、課題の確認や改善策の提案を行うとともに、優良取組事業者を評価する仕組みの導入を検討してまいります。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
26	個人	7	28	県民は、省エネに努める努力義務はあるが、あえて使用量の把握の努力をすることは不要であり、当項目は削除すべき。どんな人も、普通に暮らして、脱炭素の暮らしが可能な社会を作る責任は国、行政にある。	省エネに取り組む前提として、電気、ガス、ガソリンなど、ご自身のエネルギーの使用の実態を把握していただくことは重要であると考えため、原案のとおりとします。 CO2ネットゼロ社会の実現は国や県などの行政の取組だけでは困難であり、県民や事業者の皆様も含めた関係者が、それぞれ自分事として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくことが重要であると考えています。
27	団体	7	31	省エネ、グリーン購入、廃棄物の抑制のみにとどまらず、価値観を変え、県民意識の高め、ライフスタイルを変えなければいけない点の記述が必要ではないか。加えてエンカル消費や地産地消の重要性も記載すべき。	「31環境物品等の購入等」において、消費行動がCO2ネットゼロ社会づくりに影響を及ぼすことを意識して商品の選択に努めるべきことを明記しています。なお、エンカル消費や地産地消も環境物品等(環境への負荷低減に資する製品や役務)の選択に含まれるため、別途規定は設けません。
建築物・まちづくりの取組に関するご意見等					
28	個人	8	34	CO2ネットゼロの達成に不可欠なハード面の政策を実装するため、以下の内容を盛り込むことを求める。 ・新築の住宅・非住宅(ストックベース)における太陽光設置義務化 ・滋賀県独自の建築基準の導入や新築あるいは取得時の住宅、マンション、商業施設、公共施設にエネルギー・パス導入の義務化	国による建築物の省エネ・再エネ対策に関する規制強化の方針、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により省エネ・再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
29	個人	8	34	助成金、補助金を交付し、個人宅への太陽光パネルを義務とするようにしなければならないと考える。	個人宅への太陽光発電パネルの設置義務化については、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
30	個人	8	34	ZEB,ZEHの義務化、新築においてエネルギーゼロの義務化とすべき。	国による建築物の省エネ・再エネ対策に関する規制強化の方針、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により省エネ再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
31	団体	8	37	自動車の運航に伴うCO2排出量を削減するためには、車両単体の燃費性能の向上に加え、エコドライブの実施および交通流の整流化が重要。まちづくりの配慮事項として、交通流の整流化についても触れて頂きたい。	交通流の整流化も、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりに包含されることから、原案のとおりとします。
32	団体	8	37	「まちづくりが推進されるよう配慮するものとします」を、「まちづくりを、市町や自治会等との協力により推進します」と表現を強めるべき。また、「交通やまちづくりに関する対話の場を設け、県民および事業者に対し、モビリティ・マネジメント実施等の環境学習プログラムの普及に努めます」を追加すべき。	<b>ご意見も踏まえ、「推進されるよう配慮するものとします」を「促進するものとします」に修正します。</b> なお、市町や民間団体との連携協力は、「4県の責務(1)」として別途定めているため重ねて記載はしません。また、CO2ネットゼロ社会づくりに係る交通・まちづくりの具体的な施策については、推進計画に定めることとしています。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
自動車等の取組に関するご意見等					
33	団体	8	38	県民および事業者が取り組みやすい状況を整えることが必要。以下の追記を求める。 「県は、県民および事業者の公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動を支援するため、サービスの向上や道路環境の改善、税制優遇等、必要な措置を講じるものとします。」	公共交通機関や自転車等による移動を可能とするためのサービスの向上や道路環境の整備等については、「37」に定める自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりに包含されることから、原案のとおりとします。
34	個人	8	38	事業者にも(電気自動車も含め)積極的な利用をうながして評価すること、交通機関利用しやすくなるようなまちづくりへの行動計画提出を。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
35	団体	9	40	「エコドライブ」の用語により「自動車の適切な運転および整備」を包括的に表現でき、かつ関連情報との連携が容易になる。	条例の表記のルールに基づき、原案のとおりとします。
36	個人	9-10	40-46	自動車のEV化、再生可能エネルギーの普及によって、多くは解決する内容であり、再生可能エネルギーの普及と共に、EV化をいつまでにすすめるのか、EV充電ステーションの普及にもっと力点を置く方が良いのではないか。	次世代自動車等や充電インフラの普及などの具体的な施策とその行程については、推進計画において定めることとしています。
再生可能エネルギー等の利用に関するご意見等					
37	団体	11	48	関係者の連携への県の支援については、事業を進める上で大変心強い。さらに、規制緩和についても推進願いたい。廃熱その他の未利用エネルギーの利用努力については、事業者の責務として推進すべき。同時に、利用の促進のためには「地域での熱の循環活用」等複数の参加者による取組が必要。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
38	個人	11	49	現在、再生可能エネルギーの施設設置における生態系の破壊については、設置における温暖化の緩和効果による生態系の保護という視点も合わせて総合的に見る必要があり、また、ゾーニングを明確にする作業が抜けているのではないか。	再生可能エネルギーのゾーニングに関しては、地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定です。
39	個人	11	50	ネットゼロを早急を実現するためには、お金もかかる水素の普及はまだ先で良いのではないか。税金の有効活用という視点から「水素の利用促進」に税金投入は問題ではないか。	水素は、電力分野のCO2ネットゼロや、運輸部門や電化が困難な産業部門等のネットゼロも可能とするものであり、将来的な水素社会の実現に向けて、その利用促進を図っていく必要があると考えています。
40	団体	11	50	化石燃料を利用して生産した水素エネルギーの使用は推進すべきでない。以下の追記を求める。 「ただし、再生可能エネルギーにより生産したグリーン水素のみ推進し、その他の水素の利用は推進しないものとします。」	将来的には再生可能エネルギー由来の「グリーン水素」やCO2の回収・貯留技術と組み合わせた「ブルー水素」のみ活用される社会を実現していくことが求められますが、それまでの間は、化石燃料由来の水素を含めてその利用促進を図っていく必要があると考えられるため、原案のとおりとします。
41	団体	11	51	再生可能エネルギー電気供給拡大計画において、国が推進する「災害時のエネルギー源確保に有効である系統線活用型の地域マイクログリッド構築」との連携を織込むと、より一層地域の方々へ寄添うことになる。	本計画制度は、計画的な再生可能エネルギー由来の電気の供給拡大の取組を促すため、小売電気事業者に対して自主目標の設定と取組計画の策定を求める趣旨であるため、原案のとおりとします。ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
42	個人	0	0	<p>農地放棄地に太陽光パネルを設置するだけでなく、農作物を育てながらその農地上に太陽光パネルを設置し、作物も適当に光合成でき、雨水も得られるソーラーシェアリングを是非滋賀県で促進していただきたい。雑草が生えないような敷地や、コンクリートで固めたソーラー発電所は炭素を隔離できる大切な土壌を奪ってしまうことになる。</p> <p>ソーラーシェアリング  <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html</a>  環境再生型有機農業  <a href="https://www.patagonia.jp/story-111626.html">https://www.patagonia.jp/story-111626.html</a>  <a href="https://zwjapan.org">https://zwjapan.org</a></p>	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
その他・条例要綱案全般に対するご意見等					
43	個人			<p>低炭素(フォーキャスト)から脱炭素(バックキャスト)にトランスフォーメーション(変化・変容)している時代に改正でよいのか。</p>	2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指して取組を進めることを明示するなど、今般、条例の名称も含めて全面的な改正を行うこととしています。
44	個人			<p>いたるところに「～するよう努めなければならないこととします」という記載があり、実効性がない。努めるだけならば必ずしも結果が伴わず、努めた結果を脱炭素につなげるためには、それをし易くするための仕組みを計画に書き込むべき。何となくの努力ではなく、積極的な努力を促すにはインセンティブが不可欠であり、CO2排出の少ない行動をした人が得する仕組みが良い。</p> <p>一案として、自家用車を持たない世帯は住民税を大幅減免し、持つ世帯も、例えば走行距離が前年比1割減であれば住民税を一部減免することを提案する。自己申告とし、財源は全世帯の住民税を少し引き上げることで全員で負担することとしてはどうか。</p>	<p>条例で努力規定としている取組を促せるよう、推進計画に施策を盛り込んでいます。また、ご意見については今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきますが、自動車に関する課税措置については、地域ごとに公共交通の利便性に差異がある実情も踏まえて慎重に検討する必要があるものと考えます。</p>
45	団体			<p>「地域への貢献」や「地域への投資」という観点から、CO2ネットゼロ宣言など県および地域の様々な取組への参加・賛同が補助などの形で評価される仕組みづくりに期待している。</p>	<p>地域のCO2ネットゼロに貢献する県民や企業の皆さまの取組を評価する仕組みとして顕彰を盛り込んでいます(61)。併せてご意見についても、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
46	個人			<p>CO2ネットゼロの達成に不可欠なハード面の政策を実装するため、生ごみの分別回収の義務化を盛り込むことを求める。</p>	<p>一般廃棄物の処理や分別回収は、廃棄物処理法に基づき市町が担っており、県の条例で義務づけを行うことは難しいものと考えます。</p>
47	個人			<p>地域循環型経済を促進するために、県民の出資・融資参加や収益の部分的な地域還元義務化等を織り込んだ「促進地域の基準」に関する事項を滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する項目を条例に追加する。</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定ですが、同法では地方公共団体実行計画において定めることができるとされています。</p>
48	団体			<p>CO2排出量の観点からより排出量の少ないリユース(再使用)カートリッジの採用を進めていくべき。</p>	<p>ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
49	個人			CO2削減に伴いごみ問題も大きな課題。車通りの多い道では歩道側にポイ捨てがよく見られ、個人でゴミ拾いをしても到底追いつかない。それがやがて琵琶湖に流れつくことが非常に悲しく、野生動物の住処も生息環境が厳しくなるのではないか。市民の環境意識や脱炭素意識を高められるよう、呼びかけやニュースの取り上げに力を入れてほしい。	ご意見も踏まえ、CO2ネットゼロ社会づくりの必要性を県民や事業者の皆様に一層ご理解いただけるよう、情報提供や意見交換の機会の確保に努めてまいります。
50	個人			畜産業が1番CO2の排出が多い問題。畜産動物を育てる土地面積や肥料に使う穀物を育てる土地面積に大量の森林を破壊している。植林活動も必要だがお肉を食べることが大量のCO2排出に繋がるので身近な食べ物に視野を向けてほしい。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
51	団体	11-12	53	農業分野の取組について、炭素貯留など幅広い分野に言及しており、多くのセクターが参画した取組につながると考える。経済面での促進が図れるよう、24の「温室効果ガスの削減又は吸収の量を販売するしくみ」と本取組が関連付けられるよう期待する。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
52	個人	12	54	食料とともに、エネルギーの地産地消も盛り込むべき。	エネルギーの地産地消は、「48 地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等」において定めています。
53	個人	12	57	気候変動適応センターは、びわ湖環境科学研究所内に設置してはどうか。適応策のみならず、エネルギー環境の総合的なセンターとしてはどうか。再生可能エネルギーのゾーニングなども可能な組織に。	気候変動適応センターは琵琶湖環境科学研究センターを含む県の関係課・関係機関で組織しています。 なお、再生可能エネルギーのゾーニングに関しては、地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定です。
54	団体	13	59	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターは、滋賀県で温暖化対策の普及啓発を行う中核的な拠点として活動しており、CO2ネットゼロ社会づくりの一翼を担っていることから、CO2ネットゼロ社会づくり審議会に参画させてほしい。	審議会は、第三者の専門的見地からの意見を聴取するための機関であるため、CO2ネットゼロ社会づくりに関連の深い分野の学識経験者等を中心に構成することを予定しており、本県から補助や委託を受けるなど利害関係を有する関係団体から委員として参画いただくことは現時点では考えていません。

## 別紙 2

### 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案の修正

県民政策コメントにより提出されたご意見等を踏まえ、次のとおり要綱案を修正しました。

#### 修正内容

- 1 23 について、利用に限定せず製品等につわる全体的な温室効果ガスの排出量の情報提供とするため、「製品等の利用に伴う」を「製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における」に修正しました。
- 2 37 について、「推進されるよう配慮するものとします」を「促進するものとします」に修正するとともに、それに伴い標題を修正しました。
- 3 その他、法制面から条文としてより適切なものになるよう、さらに検討を加え、4 (2) について、他の条項と表現を統一するため、「活動」を「取組」に修正しました。

---

#### 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案（抜粋）

#### 4 県の責務（第 4 条関係）

##### (1) 省略

(2) 県は、(1)の施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関して行う活動取組の促進を図るため、(1)の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとします。

#### 23 温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供（第 23 条関係）

事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程に伴うおける温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならないこととします。

#### 37 まちづくりに関する施策の企画立案等に当たっての配慮自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第 37 条関係）

県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりが推進されるよう配慮するを促進するものとします。

## 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例案要綱

### 第1 全部改正の理由

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題です。平成17年（2015年）の気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定の下、我が国を含む世界各国が、21世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めています。より厳しさを増す状況を前に大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められています。生態系や自然界の循環等に育まれた琵琶湖、そして県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を令和32年（2050年）までに実質的にゼロとする目標を掲げることとしました。そして、原子力発電が想定どおり稼働しておらず、かつ、その将来の見通しが不透明な状況であることを認識しつつ、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などにより化石燃料への依存からの脱却を図り、掲げた目標を実現するとともに、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを進めることとしたところです。

こうしたことから、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）の全部を改正しようとするものです。

### 第2 概要

#### 1 目的（第1条関係）

この条例は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することを目的とすることとします。

#### 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。（第2条関係）

#### 3 基本理念（第3条関係）

- (1) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、令和32年（2050年）までのCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならないこととします。
- (3) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならないこととします。
- (4) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上ならび

に新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の健全な発展が統合的に推進されなければならないこととします。

- (5) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、地域の再生可能エネルギー源を活用して発電した電力の当該地域における積極的な利用その他の地域資源の有効利用を図ることにより、地域の活性化に資するよう推進されなければならないこととします。

#### 4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念にのっとり、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとします。

- (2) 県は、(1)の施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関して行う取組の促進を図るため、(1)の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとします。

#### 5 事業者の責務（第5条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための取組を含む。）その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならないこととします。

#### 6 県民の責務（第6条関係）

県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならないこととします。

#### 7 滞在者および旅行者の責務（第7条関係）

滞在者および旅行者は、県内におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならないこととします。

#### 8 推進計画（第8条関係）

- (1) 知事は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策（県の事務および事業におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組を含む。）(2)カにおいて同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとします。

- (2) 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 計画期間

イ CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する基本的な方針

ウ 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。9において同じ。）

に関する事項

エ 温室効果ガスの排出の削減および吸収の量に関する目標

オ 再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標

カ CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策の内容および実施に関する目標

キ アからカまでに掲げるもののほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関し必要な事項

(3) 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならないこととします。

(4) 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会の意見を聴かななければならないこととします。

(5) 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。

(6) (3)から(5)までは、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用することとします。

#### 9 施策の実施状況の公表（第9条関係）

知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会に報告するとともに、公表しなければならないこととします。

#### 10 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針（第10条関係）

(1) 知事は、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針」という。）を定めるものとしします。

(2) 知事は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとしします。

#### 11 推進体制の整備（第11条関係）

県は、県民、事業者および民間団体と連携して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進する体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとしします。

#### 12 調査研究および産業の育成振興（第12条関係）

(1) 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。）および56に規定する気候変動適応に関する施策の調査研究その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する調査研究を推進するものとしします。

(2) 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとしします。

#### 13 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する情報の提供等（第13条関係）

県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深め、これらの者による主体的かつ積極的なCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を促進するため、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する情報および意見を交換する機

会の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

14 環境学習の推進および人材の育成等（第 14 条関係）

(1) 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 28 号）の基本理念にのっとり、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る環境学習（同条例第 2 条第 1 項に規定する環境学習をいう。(2)において同じ。）を推進するものとします。

(2) 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

(3) 県は、大学その他の教育研究機関と連携して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材の育成に努めるものとします。

15 県の率先実施（第 15 条関係）

県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとします。

ア エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。25(2)および 48(1)を除き、以下同じ。）の使用の合理化の推進に関する取組

イ 自動車等（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）および同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組

ウ 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組

エ 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組

オ 廃プラスチック類、食品廃棄物その他の廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用（21(1)および 32 において「廃棄物の発生の抑制等」という。）に関する取組

カ アからオまでに掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要な取組

16 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等（第 16 条関係）

県は、その事務および事業の企画立案および実施に当たっては、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう、必要な措置を講ずるものとします。

17 エネルギー使用量の把握（第 17 条関係）

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならないこととします。

18 エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等（第 18 条関係）

事業者は、エネルギー消費機器等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 144 条第 1 項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。）を使用する場合には、エ

エネルギー消費性能等（同法第 145 条第 1 項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。）が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならないこととします。

#### 19 冷暖房時の温度等（第 19 条関係）

事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならないこととします。

#### 20 環境物品等の購入等（第 20 条関係）

- (1) 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならないこととします。

#### 21 廃棄物の発生の抑制等（第 21 条関係）

- (1) 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めなければならないこととします。

#### 22 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等（第 22 条関係）

- (1) 事業者（39(2)の事業者を除く。）は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品または役務（以下(1)ならびに 23 および 33 において「製品等」という。）、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品等その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する製品等の開発または販売もしくは提供（(2)および 24(1)において「製品等の開発等」という。）を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 県は、事業者によるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する新たな製品等の開発等を促進するため、事業者、大学その他の関係者との間の交流の機会の提供、技術開発等の支援その他の必要な支援を行うものとします。

#### 23 温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供（第 23 条関係）

事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならないこととします。

#### 24 温室効果ガス排出削減量等の販売等（第 24 条関係）

- (1) 事業者は、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与することができるよう、可能な限り、自らの取組により実現した温室効果ガスの排出の削減の量もしくは吸収の量（(1)および 33 において「温室効果ガス排出削減量等」という。）の販売等または温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の開発等に努めなければならないこととします。

- (2) 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難である場合には、可能な限り、温室効果ガスの排出の量の削減に代えて、他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量等の購入等をし、または他の場所での温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努めなければならないこととします。この場合においては、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に資するよう配慮しなければならないこととします。
- (3) 県は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしてします。

## 25 事業者行動計画（第 25 条関係）

- (1) 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならないこととします。
- (2) 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとしてします。
- ア CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針
  - イ 温室効果ガスの排出の量の少ないエネルギーへの転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組（エに規定する取組を除く。）の内容および当該取組により達成しようとする目標
  - ウ エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
  - エ 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいう。以下同じ。）の設置その他の再生可能エネルギーまたは水素エネルギー（水素を利用したエネルギーをいう。50 において同じ。）（47 から 52 までにおいてこれらを「再生可能エネルギー等」という。）の利用に関する取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
  - オ イからエまでに掲げるもののほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項
  - カ 事業者行動計画の推進体制
  - キ アからカまでに掲げるもののほか、規則で定める事項
- (3) (1)の事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならないこととします。
- (4) (3)により事業者行動計画を提出した事業者は、(2)アからキまでの事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならないこととします。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでないこととします。
- (5) (3)により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、

名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地)に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

(6) 知事は、(3)または(4)による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならないこととします。

#### 26 事業者行動報告書の作成等 (第 26 条関係)

(1) 25(3)により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、事業者行動計画 (25(4)により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの) の実施状況を記載した報告書 (以下「事業者行動報告書」という。) を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

(2) 25(6)は、事業者行動報告書について準用することとします。

#### 27 その他の事業者による事業者行動計画の策定等 (第 27 条関係)

(1) 25(1)の事業者以外の事業者は、25(1)から(3)までの例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができることとします。

(2) 25(4)から(6)までおよび 26(1)は、(1)により提出された事業者行動計画について準用することとします。

(3) 26(2)は、(2)において準用する 26(1)により提出された事業者行動報告書について準用することとします。

#### 28 エネルギー使用量の把握 (第 28 条関係)

県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならないこととします。

#### 29 エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等 (第 29 条関係)

県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならないこととします。

#### 30 冷暖房時の温度 (第 30 条関係)

県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならないこととします。

#### 31 環境物品等の購入等 (第 31 条関係)

県民は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりのためには県民一人ひとりの消費生活に関する行動が重要であることに鑑み、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、その物品の利用または役務の提供に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報を把握するよう努めるとともに、環境物品等を選択するよう努めなければならないこととします。

#### 32 廃棄物の発生の抑制等 (第 32 条関係)

県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならないこととします。

#### 33 温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等 (第 33 条関係)

県民は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化に資するため、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択その他の取組を行うよう努めなければならないこととします。

34 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等（第 34 条関係）

(1) 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。35 において同じ。）の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

ア 建築物の新築、増築または改築をしようとする者

イ 建築物の修繕または模様替をしようとする者

ウ 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

(2) 県は、(1)アからウまでに掲げる者による(1)に規定する措置の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

35 県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進（第 35 条関係）

県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギー消費性能の向上のための措置が講じられた住宅その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとします。

36 開発事業に係る事業計画の立案段階における検討（第 36 条関係）

開発事業（土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続く建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。）を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならないこととします。

37 自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第 37 条関係）

県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりを促進するものとします。

38 公共交通機関の利用等への転換（第 38 条関係）

県民および事業者（専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。）は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならないこととします。

39 次世代自動車等の購入等（第 39 条関係）

- (1) 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、燃料電池自動車その他の温室効果ガスを排出せず、もしくは温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等（(2)において「次世代自動車等」という。）を購入し、または使用するよう努めなければならないこととします。
- (2) 自動車等を製造し、販売し、または有償で貸し渡す事業者は、次世代自動車等の開発、製造、販売または貸渡しを行うよう努めなければならないこととします。
- 40 自動車等の適切な運転等（第 40 条関係）
- 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を最小限度にとどめるため、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならないこととします。
- 41 自動車等による物資の輸送の合理化等（第 41 条関係）
- (1) 事業者は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化、効率性の高い輸送手段の選択その他の輸送の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者および県民は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、貨物等の発送および受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達が必要を生じないよう努めなければならないこととします。
- 42 アイドリング・ストップ（第 42 条関係）
- 自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のため停止させることを除く。）または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならないこととします。ただし、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項各号に掲げる自動車を現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでないこととします。
- 43 駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等（第 43 条関係）
- (1) 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（42 ただし書に規定する場合を除く。（2）において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならないこととします。
- (2) アからウまでのいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならないこととします。
- ア 駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 1 号に規定する路上駐車場および同条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。）

イ 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項に規定する自動車ターミナルをいう。）

ウ アおよびイに掲げるもののほか、規則で定める施設

#### 44 自動車管理計画（第 44 条関係）

(1) 県内に使用の本拠の位置を有する自動車（規則で定めるものを除く。）を規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならないこととします。

(2) 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

イ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

ウ 自動車管理計画の推進体制

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 25(3)から(6)までは、自動車管理計画について準用することとします。

#### 45 自動車管理報告書の作成等（第 45 条関係）

(1) 44(3)において準用する 25(3)により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（44(3)において準用する 25(4)により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

(2) 25(6)は、自動車管理報告書について準用することとします。

#### 46 その他の事業者による自動車管理計画の策定等（第 46 条関係）

(1) 44(1)の事業者以外の事業者は、44(1)および(2)ならびに 44(3)において準用する 25(3)の例により、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができることとします。

(2) 44(3)および 45(1)は、(1)により提出された自動車管理計画について準用することとします。

(3) 45(2)は、(2)において準用する 45(1)により提出された自動車管理報告書について準用することとします。

#### 47 再生可能エネルギー等の積極的な利用（第 47 条関係）

県民および事業者は、再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。51において同じ。）の利用への移行その他の再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならないこととします。

#### 48 地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等（第 48 条関係）

(1) 県民および事業者は、地域の再生可能エネルギー源を活用した電力その他のエネルギーを当該地域において、有効に利用することができるよう努めなければならないこととします。

- (2) 県は、地域の再生可能エネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、関係者との連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事業者は、廃熱その他の未利用のまたは利用の程度の低いエネルギーの有効な利用に努めなければならないこととします。
- 49 再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等（第 49 条関係）  
再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減その他の自然環境の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めなければならないこととします。
- 50 水素エネルギーの利用の促進（第 50 条関係）  
県は、水素エネルギーの利用の促進を図るため、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けた事業者その他の関係者との連携の促進、水素エネルギーの利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとします。
- 51 再生可能エネルギー電気供給拡大計画（第 51 条関係）  
(1) 県内に電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する小売供給を行っている同項第 3 号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための計画（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。）を策定しなければならないこととします。  
(2) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。  
ア 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針  
イ 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容および当該取組により達成しようとする目標  
ウ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の推進体制  
エ アからウまでのほか、規則で定める事項  
(3) 25(3)から(6)までは、再生可能エネルギー電気供給拡大計画について準用することとします。
- 52 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等（第 52 条関係）  
(1) 51(3)において準用する 25(3)により再生可能エネルギー電気供給拡大計画書を提出した小売電気事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー電気供給拡大計画（51(3)において準用する 25(4)により変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。  
(2) 25(6)は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書について準用することとします。
- 53 温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動（第 53 条関係）  
(1) 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費

機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならないこととします。

(2) 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業の育成および振興に努めるものとしします。

#### 54 地産地消（第 54 条関係）

(1) 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。(2)において同じ。)を積極的に行うよう努めなければならないこととします。

(2) 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとしします。

#### 55 森林等による吸収作用の保全等（第 55 条関係）

(1) 県民、森林所有者、事業者および民間団体（(2)において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならないこととします。

(2) 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため、情報の提供、森林の整備により実現した温室効果ガスの吸収の量の取引を活性化するための措置その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、適切な森林の更新その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとしします。

(3) 県は、県内の建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとしします。

#### 56 気候変動適応に関する施策の推進（第 56 条関係）

県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他の気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応（気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。以下 57 および 58 において同じ。）に関する施策を推進するものとしします。

#### 57 気候変動適応センターの体制の確保等（第 57 条関係）

県は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 13 条第 1 項に規定する気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保するとともに、当該気候変動適応センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用に努めるものとしします。

#### 58 気候変動適応に関する情報の提供等（第 58 条関係）

県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしします。

59 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会（第59条関係）

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置することとします。
- (2) 審議会は、8(4)の事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事項について調査審議することとします。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。

60 審議会の組織等（第60条関係）

- (1) 審議会は、委員10人以内で組織することとします。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、2年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。
- (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。
- (6) (1)から(5)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

61 顕彰（第61条関係）

県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとします。

62 指導および助言（第62条関係）

知事は、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができることとします。

63 報告徴収および立入調査（第63条関係）

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができることとします。

ア 25(1)の事業者

イ 27(1)により事業者行動計画を提出した事業者

ウ 43(2)の措置を講ずべき事業者

エ 44(1)の事業者

オ 46(1)により自動車管理計画を提出した事業者

カ 小売電気事業者

- (2) (1)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととします。

(3) (1)による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこととします。

#### 64 勧告（第64条関係）

知事は、アからクまでのいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

ア 25(3) (44(3)および51(3)において準用する場合を含む。)もしくは25(4) (27(2)、44(3) (46(2)において準用する場合を含む。)および51(3)において準用する場合を含む。)による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者

イ 26(1) (27(2)において準用する場合を含む。)による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者

ウ 27(1)による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの

エ 43(2)に違反している事業者

オ 45(1) (46(2)において準用する場合を含む。)による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者

カ 46(1)による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの

キ 52(1)による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をせず、または虚偽の再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をした小売電気事業者

ク 63(1)による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または63(1)による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

#### 65 公表（第65条関係）

(1) 知事は、64による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとします。

(2) 知事は、(1)による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

#### 66 財政上および税制上の措置（第66条関係）

県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとしてします。

#### 67 委任（第67条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるところとします。

#### 68 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。

【参考】滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p align="center"><u>滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>低炭素社会づくりに関する基本的施策等（第8条—第14条）</u></p> <p>第3章 事業活動に係る<u>低炭素社会づくりに関する取組（第15条—第22条）</u></p> <p>第4章 日常生活に係る<u>低炭素社会づくりに関する取組（第23条—第28条）</u></p> <p>第5章 建築物およびまちづくりに係る<u>低炭素社会づくりに関する取組（第29条—第32条）</u></p> <p>第6章 自動車等に係る<u>低炭素社会づくりに関する取組（第33条—第40条）</u></p> <p>（新設）</p> <p>第7章 <u>森林の保全および整備等（第41条）</u></p> <p>第8章 農業および水産業に係る<u>低炭素社会づくりに関する取組（第42条・第43条）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p align="center"><u>滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等（第8条—第16条）</u></p> <p>第3章 事業活動に係る<u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組（第17条—第27条）</u></p> <p>第4章 日常生活に係る<u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組（第28条—第33条）</u></p> <p>第5章 建築物およびまちづくりに係る<u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組（第34条—第37条）</u></p> <p>第6章 自動車等に係る<u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組（第38条—第46条）</u></p> <p>第7章 <u>再生可能エネルギー等の利用等（第47条—第52条）</u></p> <p>（削除）</p> <p>第8章 農業および水産業に係る<u>CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組（第53条・第54条）</u></p> <p>第9章 <u>森林等による吸収作用の保全等（第55条）</u></p> <p>第10章 <u>気候変動適応（第56条—第58条）</u></p> <p>第11章 <u>滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会（第59条・第60条）</u></p>

## 第9章 雑則（第44条—第49条）

### 付則

私たちは、これまで、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄という言葉に象徴される社会経済活動により、便利で豊かな暮らしを享受してきた。しかしながら、過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、生態系をはじめとする地球環境に深刻な影響を与えつつある。この滋賀の地でも、地球環境に関する様々な事象を映し出す「小さな窓」ともいえる琵琶湖をはじめとする豊かな自然や私たちの暮らしにその影響が忍び寄り、このまま放置すれば、これらは確実に失われることとなる。

こうした状況に立ち向かい、滋賀の豊かさを次の世代に引き継いでいくためには、地球温暖化により生じている世界的な問題を私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、そして行動していくことにより、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならない。そこで滋賀県は、平成42年（2030年）における温室効果ガスの排出量を平成2年（1990年）と比較して50パーセント削減することを、低炭素社会実現のための目標として掲げたところである。

この目標を達成するためには、あらゆる分野における取組を総合的に推進し、さらには、生活様式や産業構造、都市構造など社会のあり方までも変革することが求められ、その道筋は決して平坦ではない。しかし、低炭素社会の実現に向けて先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となる。

私たちは、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた環境意識の高さ

## 第12章 雑則（第61条—第67条）

### 付則

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。平成17年（2015年）の気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）において採択されたパリ協定の下、我が国を含む世界各国が、21世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めているが、急速に進行する地球温暖化は豪雨や猛暑のリスクをさらに高めるなど、その状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

滋賀の森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系や自然界の循環等に育まれた琵琶湖、そして県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、二酸化炭素（C O <sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの排出量を令和32年（2050年）までに実質的にゼロとする目標をここに掲げる。そして、原子力発電が想定どおり稼働しておらず、かつ、その将来の見通しが不透明な状況であることを認識しつつ、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などにより化石燃料への依存からの脱却を図り、掲げた目標を実現するとともに、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するC O <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりを進めることを決意したところである。

気候変動への対処を契機として、私たちの生活様式や経済活動などあらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

幸いにも私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力、本県に集積する製造業の技術力や大学等の知的資源、

や行動力を生かして、低炭素社会づくりを推進することにより、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、低炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「低炭素社会」とは、化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会をいい、「低炭素社会づくり」とは、低炭素社会を構築することをいう。

2 この条例において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温

近江商人に受け継がれてきた「三方よし」の精神など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会」とは、気候変動影響（地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康または生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済または自然環境において生ずる影響をいう。第10章において同じ。）に適切に対応しつつ、温室効果ガスの排出の量と吸収作用の保全および強化により吸収される温室効果ガスの吸収の量との間の均衡が保たれるとともに、当該均衡が保たれるようにするための取組を通じて、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上および経済の健全な発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいい、「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」とは、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会を構築することをいう。

2 この条例において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温

室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

3 この条例において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

4 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 三ふっ化窒素
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの

5 この条例において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、もしくは漏出させ、または他人から供給された電気もしくは熱（燃料または電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

6 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。

- (1) 太陽光
- (2) 風力

室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

(削除)

3 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 三ふっ化窒素
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの

4 この条例において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、もしくは漏出させ、または他人から供給された電気もしくは熱（燃料または電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。

- (1) 太陽光
- (2) 風力

- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) 太陽熱
- (6) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭ならびにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものとして規則で定めるもの

（基本理念）

第3条 低炭素社会づくりは、低炭素社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならない。

- 2 低炭素社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならない。
- 3 低炭素社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならない。
- 4 低炭素社会づくりは、温室効果ガスの排出の抑制等と、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として、推進されなければならない。

（新設）

- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) 太陽熱
- (6) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭ならびにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものとして規則で定めるもの

（基本理念）

第3条 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、令和32年（2050年）までのCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならない。

- 2 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならない。
- 3 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならない。
- 4 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の健全な発展が統合的に推進されなければならない。
- 5 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりは、地域の再生可能エネルギー源（前条第5項各号に掲げるエネルギー源をいう。以下同じ。）を活用して発電し

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）その他の低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組その他の低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社

た電力の当該地域における積極的な利用その他の地域資源の有効利用を図ることにより、地域の活性化に資するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関して行う取組の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための取組を含む。）その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施

会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(滞在者および旅行者の責務)

第7条 滞在者および旅行者は、県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等

(推進計画)

第8条 知事は、低炭素社会づくりに関する施策（県の事務および事業における低炭素社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第3号において同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 低炭素社会づくりの推進に関する基本的な方針
- (3) 低炭素社会づくりに関する施策の内容
- (4) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量という。次条において同じ。）に関する事項
- (5) 温室効果ガスの排出の量の削減目標  
(新設)  
(新設)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりの推進に関し必要な事項

するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(滞在者および旅行者の責務)

第7条 滞在者および旅行者は、県内におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等

(推進計画)

第8条 知事は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策（県の事務および事業におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第6号において同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する基本的な方針  
(削除)
- (3) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量という。次条において同じ。）に関する事項
- (4) 温室効果ガスの排出の削減および吸収の量に関する目標
- (5) 再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標
- (6) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策の内容および実施に関する目標
- (7) 前各号に掲げるもののほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第9条 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県環境審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（低炭素社会づくり指針）

第10条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「低炭素社会づくり指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、低炭素社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

（新設）

（調査研究および産業の育成振興）

3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第9条 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針）

第10条 知事は、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

（推進体制の整備）

第11条 県は、県民、事業者および民間団体と連携して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進する体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究および産業の育成振興）

第11条 県は、低炭素社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策の調査研究その他の低炭素社会づくりに関する調査研究を推進するものとする。

2 県は、低炭素社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとする。

(情報の提供等)

第12条 県は、低炭素社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、低炭素社会づくりに関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進等)

第13条 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年滋賀県条例第28号）の基本理念にのっとり、低炭素社会づくりに係る環境学習（同条例第2条第1項に規定する環境学習をいう。次項において同じ。）を推進するものとする。

2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、低炭素社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域における低炭素社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(新設)

第12条 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。）および第56条に規定する気候変動適応に関する施策の調査研究その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する調査研究を推進するものとする。

2 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとする。

(CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する情報の提供等)

第13条 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深め、これらの者による主体的かつ積極的なCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を促進するため、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進および人材の育成等)

第14条 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年滋賀県条例第28号）の基本理念にのっとり、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る環境学習（同条例第2条第1項に規定する環境学習をいう。次項において同じ。）を推進するものとする。

2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

3 県は、大学その他の教育研究機関と連携して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材の育成に努めるも

(県の率先実施)

第14条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して行うものとする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用の合理化の推進に関する取組
- (2) 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組
- (3) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組
- (4) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組
- (5) 廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用であって温室効果ガスの排出の抑制に資するもの（以下「廃棄物の発生の抑制等」という。）に関する取組
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な取組

(新設)

のとする。

(県の率先実施)

第15条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第25条第2項および第48条第1項を除き、以下同じ。）の使用の合理化の推進に関する取組
- (2) 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組
- (3) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組
- (4) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組
- (5) 廃プラスチック類、食品廃棄物その他の廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用（第21条第1項および第32条において「廃棄物の発生の抑制等」という。）に関する取組
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要な取組  
（CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等）

第16条 県は、その事務および事業の企画立案および実施に当たっては、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう、必要な措置を講ず

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)

第16条 事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第145条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度等)

第17条 事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第18条 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第19条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めな

るものとする。

第3章 事業活動に係るCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第17条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)

第18条 事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第145条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度等)

第19条 事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第20条 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第21条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めな

なければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めなければならない。

(CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等)

第22条 事業者（第39条第2項に規定する事業者を除く。）は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品または役務（以下この章および第33条において「製品等」という。）、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品等その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する製品等の開発または販売もしくは提供（次項および第24条第1項において「製品等の開発等」という。）を行うよう努めなければならない。

- 2 県は、事業者によるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する新たな製品等の開発等を促進するため、事業者、大学その他の関係者の間の交流の機会の提供、技術開発等の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供)

第23条 事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならない。

(温室効果ガス排出削減量等の販売等)

第24条 事業者は、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与することができるよう、可能な限り、自らの取組により実現した温室効果ガスの排出の削減の量もしくは吸収の量（以下この条および第33条において「温室効果ガス排出削減量等」という。）の販売等または温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の開発等に努めなければならない

(事業者行動計画)

第20条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、低炭素社会づくり指針を勘案して、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針
- (2) 温室効果ガスの排出の量の少ない燃料への転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
- (3) エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

い。

2 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難である場合には、可能な限り、温室効果ガスの排出の量の削減に代えて、他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量等の購入等をし、または他の場所での温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努めなければならない。この場合においては、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に資するよう配慮しなければならない。

3 県は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者行動計画)

第25条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針
- (2) 温室効果ガスの排出の量の少ないエネルギーへの転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組（第4号に規定する取組を除く。）の内容および当該取組により達成しようとする目標
- (3) エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(新設)

(4) 前2号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりに寄与するための取組に関する事項

(5) 事業者行動計画の推進体制

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項に規定する事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地）に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第3項または第4項の規定による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(4) 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいう。以下同じ。）の設置その他の再生可能エネルギーまたは水素エネルギー（水素を利用したエネルギーをいう。第50条において同じ。）（第7章においてこれらを「再生可能エネルギー等」という。）の利用に関する取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(5) 前3号に掲げるもののほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項

(6) 事業者行動計画の推進体制

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項に規定する事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地）に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第3項または第4項の規定による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(事業者行動報告書の作成等)

第21条 前条第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業者行動計画(同条第4項の規定により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの)の実施状況を記載した報告書(以下「事業者行動報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第6項の規定は、事業者行動報告書について準用する。

(その他の事業者による事業者行動計画の策定等)

第22条 第20条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第3項までの規定の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第20条第4項から第6項までおよび前条第1項の規定は、前項の規定により提出された事業者行動計画について準用する。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された事業者行動報告書について準用する。

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第23条 県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)

第24条 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度)

(事業者行動報告書の作成等)

第26条 前条第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業者行動計画(同条第4項の規定により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの)の実施状況を記載した報告書(以下「事業者行動報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第6項の規定は、事業者行動報告書について準用する。

(その他の事業者による事業者行動計画の策定等)

第27条 第25条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第3項までの規定の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第25条第4項から第6項までおよび前条第1項の規定は、前項の規定により提出された事業者行動計画について準用する。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された事業者行動報告書について準用する。

第4章 日常生活に係るCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第28条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)

第29条 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度)

第25条 県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第26条 県民は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第27条 県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

(新設)

(低炭素地域づくり活動計画)

第28条 知事は、民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動について計画を策定し、当該計画を実施しようとする場合において、当該計画が推進計画および低炭素社会づくり指針に照らし適切なものであり、かつ、地域における低炭素社会づくりに資するものであると認めるときは、当該民間団体の申請に基づき、当該活動についての計画を低炭素地域づくり活動計画として認定することができる。

2 知事は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る低炭素

第30条 県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第31条 県民は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりのためには県民一人ひとりの消費生活に関する行動が重要であることに鑑み、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、その物品の利用または役務の提供に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報を把握するよう努めるとともに、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第32条 県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

(温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等)

第33条 県民は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化に資するため、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択その他の取組を行うよう努めなければならない。

(削除)

地域づくり活動計画の内容を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定を受けた民間団体に対し、当該認定に係る低炭素地域づくり活動計画の達成のために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第29条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物の新築、増築または改築をしようとする者
- (2) 建築物の修繕または模様替をしようとする者
- (3) 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

(新設)

(県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進)

第30条 県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギーの使用の合理化のための措置が講じられた住宅その他の低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 建築物およびまちづくりに係るCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)

第34条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条において同じ。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物の新築、増築または改築をしようとする者
- (2) 建築物の修繕または模様替をしようとする者
- (3) 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

2 県は、前項各号に掲げる者による同項に規定する措置の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進)

第35条 県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギー消費性能の向上のための措置が講じられた住宅その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業に係る事業計画の立案段階における検討)

第31条 開発事業（土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続き建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他の低炭素社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならない。

(歩いて暮らせるまちづくりへの配慮)

第32条 県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、歩いて暮らせるまちづくり（地域の実情に応じて、都市機能を集積させること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。）が推進されるよう配慮するものとする。

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

(公共交通機関の利用等への転換)

第33条 県民および事業者（専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。）は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならない。

(温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等)

第34条 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車その他の温室効果ガスの排出の量

(開発事業に係る事業計画の立案段階における検討)

第36条 開発事業（土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続き建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならない。

(自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進)

第37条 県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりを促進するものとする。

第6章 自動車等に係るCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組

(公共交通機関の利用等への転換)

第38条 県民および事業者（専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。）は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならない。

(次世代自動車等の購入等)

第39条 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、燃料電池自動車その他の温室効果ガスを排出せず、もしくは温室効果ガ

がより少ない自動車等を購入し、または使用するよう努めなければならない。

(新設)

(自動車走行量の抑制等)

第35条 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、運行効率の向上を図ること等により当該自動車等の走行量の抑制に努めるとともに、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならない。

(新設)

(アイドリング・ストップ)

第36条 自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のため停止させることを除く。）または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。）を

スの排出の量が相当程度少ない自動車等（次項において「次世代自動車等」という。）を購入し、または使用するよう努めなければならない。

2 自動車等を製造し、販売し、または有償で貸し渡す事業者は、次世代自動車等の開発、製造、販売または貸渡しを行うよう努めなければならない。

(自動車等の適切な運転等)

第40条 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を最小限度にとどめるため、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならない。

(自動車等による物資の輸送の合理化等)

第41条 事業者は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化、効率性の高い輸送手段の選択その他の輸送の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者および県民は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、貨物等の発送および受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達を必要を生じないよう努めなければならない。

(アイドリング・ストップ)

第42条 自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のため停止させることを除く。）または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。）を

する場合には、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車を現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等）

**第37条** 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（前条ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならない。

(1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）

(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設  
（自動車管理計画）

**第38条** 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところによ

する場合には、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車を現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等）

**第43条** 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（前条ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならない。

(1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）

(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設  
（自動車管理計画）

**第44条** 県内に使用の本拠の位置を有する自動車（規則で定めるものを除く。）を規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところ

り、低炭素社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本的な方針
- (2) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の内容
- (3) 自動車管理計画の推進体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第20条第3項から第6項までの規定は、自動車管理計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第38条第2項各号」と読み替えるものとする。

（自動車管理報告書の作成等）

第39条 前条第3項において準用する第20条第3項の規定により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（前条第3項において準用する第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第20条第6項の規定は、自動車管理報告書について準用する。

（その他の事業者による自動車管理計画の策定等）

第40条 第38条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項および同条第2項ならびに同条第3項において準用する第20条第3項の規定の例に

により、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針
- (2) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容
- (3) 自動車管理計画の推進体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第25条第3項から第6項までの規定は、自動車管理計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第44条第2項各号」と読み替えるものとする。

（自動車管理報告書の作成等）

第45条 前条第3項において準用する第25条第3項の規定により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（前条第3項において読み替えて準用する第25条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第25条第6項の規定は、自動車管理報告書について準用する。

（その他の事業者による自動車管理計画の策定等）

第46条 第44条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項および同条第2項ならびに同条第3項において準用する第25条第3項の規定の例に

より、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第38条第3項および前条第1項の規定は、前項の規定により提出された自動車管理計画について準用する。この場合において、第38条第3項中「第20条第3項」とあるのは、「第20条第4項」と読み替えるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された自動車管理報告書について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

より、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第44条第3項および前条第1項の規定は、前項の規定により提出された自動車管理計画について準用する。この場合において、第44条第3項中「第25条第3項」とあるのは、「第25条第4項」と読み替えるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された自動車管理報告書について準用する。

#### 第7章 再生可能エネルギー等の利用等

##### (再生可能エネルギー等の積極的な利用)

第47条 県民および事業者は、再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。第51条において同じ。）の利用への移行その他の再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならない。

##### (地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等)

第48条 県民および事業者は、地域の再生可能エネルギー源を活用した電力その他のエネルギーを当該地域において、有効に利用することができるよう努めなければならない。

2 県は、地域の再生可能エネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、関係者間の連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、廃熱その他の未利用のまたは利用の程度の低いエネルギーの有効な利用に努めなければならない。

##### (再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等)

第49条 再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、再生可能

(新設)

エネルギー発電設備の設置に当たっては、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減その他の自然環境の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めなければならない。

(水素エネルギーの利用の促進)

第50条 県は、水素エネルギーの利用の促進を図るため、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けた事業者その他の関係者との連携の促進、水素エネルギーの利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギー電気供給拡大計画)

(新設)

第51条 県内に電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する小売供給を行っている同項第3号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための計画（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。）を策定しなければならない。

2 再生可能エネルギー電気供給拡大計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針
- (2) 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
- (3) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の推進体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第25条第3項から第6項までの規定は、再生可能エネルギー電気供給

(新設)

## 第7章 森林の保全および整備等

第41条 県民、森林所有者、事業者および民間団体（次項において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県内の公共建築物における県内産の木材の利用の推進その他の

拡大計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第51条第2項各号」と読み替えるものとする。

（再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等）

第52条 前条第3項において準用する第25条第3項の規定により再生可能エネルギー電気供給拡大計画書を提出した小売電気事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー電気供給拡大計画（前条第3項において読み替えて準用する第25条第4項の規定により変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第25条第6項の規定は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書について準用する。

(削除)

県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

(温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動)

第42条 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

2 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業ならびに地球温暖化に適応した農業および水産業の育成および振興に努めるものとする。

(地産地消)

第43条 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。次項において同じ。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

第8章 農業および水産業に係るCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組

(温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動)

第53条 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

2 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業の育成および振興に努めるものとする。

(地産地消)

第54条 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。次項において同じ。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

第55条 県民、森林所有者、事業者および民間団体（次項において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければ

ならない。

2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため、情報の提供、森林の整備により実現した温室効果ガスの吸収の量の取引を活性化するための措置その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、適切な森林の更新その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県内の建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第10章 気候変動適応

##### (気候変動適応に関する施策の推進)

(新設)

第56条 県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他の気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応（気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。以下この章において同じ。）に関する施策を推進するものとする。

##### (気候変動適応センターの体制の確保等)

(新設)

第57条 県は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条第1項に規定する気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保するとともに、当該気候変動適応センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用を努めるものとする。

##### (気候変動適応に関する情報の提供等)

(新設)

第58条 県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間

(新設)

団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11章 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会

##### (滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会)

第59条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第8条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

##### (審議会の組織等)

(新設)

第60条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 雑則

#### 第12章 雑則

(顕彰)

第44条 県は、低炭素社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。

(指導および助言)

第45条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。

(報告徴収および立入調査)

第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。

- (1) 第20条第1項に規定する事業者
- (2) 第22条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者
- (3) 第37条第2項に規定する措置を講ずべき事業者
- (4) 第38条第1項に規定する事業者
- (5) 第40条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者

(新設)

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

(顕彰)

第61条 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。

(指導および助言)

第62条 知事は、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。

(報告徴収および立入調査)

第63条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。

- (1) 第25条第1項に規定する事業者
- (2) 第27条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者
- (3) 第43条第2項に規定する措置を講ずべき事業者
- (4) 第44条第1項に規定する事業者
- (5) 第46条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者

(6) 小売電気事業者

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第20条第3項（第38条第3項において準用する場合を含む。）もしくは第4項（第22条第2項および第38条第3項（第40条第2項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者
- (2) 第21条第1項（第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者
- (3) 第22条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの
- (4) 第37条第2項の規定に違反している事業者
- (5) 第39条第1項（第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者
- (6) 第40条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの  
(新設)
- (7) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第64条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第25条第3項（第44条第3項および第51条第3項において準用する場合を含む。）もしくは第4項（第27条第2項、第44条第3項（第46条第2項において準用する場合を含む。））および第51条第3項において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者
- (2) 第26条第1項（第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者
- (3) 第27条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの
- (4) 第43条第2項の規定に違反している事業者
- (5) 第45条第1項（第46条第2項において準用する場合を含む。）の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者
- (6) 第46条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの
- (7) 第52条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をせず、または虚偽の再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をした小売電気事業者
- (8) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第48条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第65条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(財政上および税制上の措置)

第66条 県は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第67条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

滋賀県環境審議会条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、<u>脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務は滋賀県総合企画部において、温泉に関する審議事項に係る庶務は滋賀県健康医療福祉部において処理する。</u></p> <p>第11条・付則 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、<u>滋賀県健康医療福祉部において処理する。</u></p> <p>第11条・付則 省略</p>



しがCO2ネットゼロ推進事務局

CO2ネットゼロ社会づくり審議会

# 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例案(概要)

地球温暖化の脅威が差し迫る中、**2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ**の実現に向けて、原発が想定どおり稼働せず、将来の見通しも不透明な状況であることを認識しつつ、再エネ拡大と省エネにより化石燃料への依存からの脱却を図り、真の意味で持続可能な社会の構築につなげる一歩として条例を改正する。

### 条例の目的

CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する

- 基本理念、関係者の責務の明示
- 県の基本的施策や取組等を規定

↓

CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりによる  
**現在・将来の県民の豊かさの確保**

### CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の定義

温室効果ガス排出量実質ゼロ

地域の持続的な発展

↓

気候変動への適応

### 基本理念

- 社会構造の転換
- すべての者の主体的な参画
- 関係者の連携と協働
- 環境保全・県民生活向上・経済発展の統合的な推進
- 地域資源の有効利用による地域活性化

### 関係者の責務

**県** 総合的・計画的な施策の策定・実施  
市町等との連携、県民等の取組促進

**事業者** 事業活動を通じた自主的かつ積極的な取組

**県民** 日常生活における自主的かつ積極的な取組

### 基本的施策

【CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画】

- 温室効果ガス排出量の削減目標
- 再生可能エネルギー導入目標
- CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり施策・目標  
(温暖化対策・エネルギー政策・気候変動適応策)
- 温室効果ガスの吸収量の目標

ほか

### 計画の推進基盤の整備

- 推進体制の整備
- 調査研究・関連産業の育成振興
- 情報提供・意見交換機会の確保等
- 県の率先実施(省エネ推進等)
- 取組指針の策定
- 環境学習の推進・専門的人材の育成
- CO<sub>2</sub>ネットゼロに資する事務事業の企画等

### 各分野における取組

**事業活動**

CO<sub>2</sub>ネットゼロへの挑戦と事業の成長・発展の両立を図る事業活動の促進

- 事業者行動計画(排出削減の取組・再エネ導入の取組等)の提出
- 事業者が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制、製品等の開発等、消費者への情報提供、カーボンクレジットの販売等)

**自動車等**

便利でよりCO<sub>2</sub>排出の少ない交通

- 次世代自動車等の製造販売・購入等
- 自動車利用者等が取り組むよう努めるべき事項(自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)
- 自動車輸送の合理化
- 自動車管理計画の提出

### 気候変動を緩和するための取組

**日常生活**

ムーブメント創出を通じた県民の主体的行動の喚起

- 県民等が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、CO<sub>2</sub>ネットゼロにも配慮したグリーン購入、廃棄物抑制、カーボンクレジット付き製品の選択等)

**再生可能エネルギー等**

CO<sub>2</sub>フリーなエネルギーへの転換の加速

- 再生可能エネルギー等の積極的な利用
- 再生可能エネルギーの地産地消
- 再生可能エネルギー発電設備設置に当たっての環境への配慮等
- 水素エネルギーの利用の促進
- 再生可能エネルギー供給拡大計画の提出

**まちづくり**

**建築物**

快適でエネルギー効率の高い建築物の普及拡大

- 新築時等の建築物に係る省エネ性能の向上・再エネ利用等の排出削減の取組
- 県産材使用住宅・省エネ住宅等の普及
- 開発事業の立案段階の検討
- 自家用自動車に過度に依存しないまちづくり

**森林・農業等**

CO<sub>2</sub>ネットゼロにつながる持続可能な農林水産業

- CO<sub>2</sub>ネットゼロに配慮した農業生産
- 農畜水産物の地産地消
- 森林の保全・整備等

### 気候変動に適応するための取組

- 適応策の推進
- 県民等への啓発
- 気候変動適応センターの機能確保